

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、大和都市計画道路事業について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・一二八号大安寺柏木線

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市法蓮町七五七

四 事業地の所在

1 収用の部分

奈良市八条二丁目、八条四丁目、八条五丁目、大安寺三丁目、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、八条町及び柏木町地内

2 使用の部分

奈良市八条二丁目、八条四丁目、大安寺三丁目及び大安寺西三丁目地内